

仕様書

1 設置条件

(1) 環境対策

自動販売機の機種はノンフロン対応，ヒートポンプ式，ピークカット機能等を採用した機器を設置し，環境負荷及び消費電力の低減を行うこと。

(2) 安全対策

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じ，転倒防止に十分配慮すること。

(3) 防犯対策

「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し，犯罪防止に努めること。

(4) 衛生管理

「食品，添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（日本自動販売機工業会，日本自動販売協会）等を遵守し，商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

(5) 使用済み容器の回収

使用済み容器回収ボックスを貸付物件内に設置し，自動販売機周辺の美化に努めること。また，使用済み容器は分別回収及びリサイクルを行うとともに，使用済み容器回収ボックスからあふれ出さないように定期的に回収すること。

なお，回収ボックスに収納された使用済み容器は自社他社製品，持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し処理すること。

(6) 売上状況の報告

設置した自動販売機の売上状況について，毎月の売上本数，売上金額を集計し盛岡市上下水道局に報告すること（様式任意）。また，同一の事業者が複数の自動販売機を設置する際は，自動販売機1台ごとに集計すること。

2 規格等

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機，転倒防止器具，放熱余地及び使用済み容器回収ボックスのすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 販売品目

清涼飲料水等の飲料

酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む），たばこ，ミネラルウォーターの販売を行わないこと。また，販売する飲料容器は缶，ビン，ペットボトルまたは紙パック等の密閉式の容器とすること。

(3) 販売価格

販売価格は標準小売価格から20円以上値引きすること。

(4) 商品等の管理

賞味期限の管理を徹底するとともに、商品補充、金銭管理を適切に行うこと。なお、商品の品切れに伴い発注者から補充の指示があった際は速やかに対応すること。

(5) 連絡先の明示

故障時等の連絡先を自動販売機に明示し、問い合わせ等に対し迅速に対応すること。

(6) 必要経費

自動販売機の設置、撤去、維持管理及び原状回復にかかる一切の費用について、設置事業者の負担で行うこと。また、光熱費については、設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、実費相当分を盛岡市上下水道局が指定する期限までに全額納入すること。

(7) 使用済み容器回収ボックスの規格

プラスチック製または金属製とし、使用済み容器があふれることのないよう、十分な収容容積を持つものとする。